

令和7年度 第1期 福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金に係るQ&A

No.	質問	回答
事業内容		
1	既に契約・発注をした費用などについては、対象にならないのか？	対象になりません。 申請いただき、県からの交付決定の通知を受けた後に、契約・発注等したものが対象となります。
2	事業(支払いを含む)はいつまでに終了すればよいのか？	補助対象事業について、令和8年3月10日までに、事業完了、代金の支払いまでを終了していただく必要があります。 なお、補助対象事業完了後は14日以内、または令和8年3月10日のいずれか早い日までに、事業完了実績報告書を提出していただく必要があります。
3	法人所在地は福岡県外だが、宿泊施設の所在地が福岡県内の場合も対象となるか？	補助を受けようとする宿泊施設の所在地が福岡県内(北九州市・福岡市を除く)であれば対象となります。
4	北九州市と福岡市の宿泊施設を対象外としている理由はなぜか？	県の宿泊税を活用した補助制度であるため、政令市を除く県域を対象としています。 なお、生産性向上支援センターのアドバイザーによる支援については、政令市の宿泊施設も対象となります。
5	申請すれば、必ず補助金の交付を受けることができるのか？	申請すれば、必ず補助金の交付を受けられるわけではありません。 補助にあたっては、審査の上、予算の範囲内で対象を決定します。審査項目については、公募要領のP9.「9. 審査及び決定について」をご確認ください。 なお、必要な条件が整っていない場合も対象となりません。
6	前年度に補助金を活用した施設が再度交付申請することは可能か？	前年度において既に補助金を活用した施設においても、交付申請は可能です。
7	第1期に宿泊事業者生産性向上支援補助金の交付を受けた施設が、第2期以降の募集があった場合、再度交付申請することは可能か？	補助上限額に達していなければ申請は可能です。 【例】第1期に100万円の交付決定を受けている場合 第2期の補助上限額は200万円になります。 (補助上限額300万円－100万円＝200万円)
補助対象経費		
8	補助対象経費は税込か？	消費税及び地方消費税相当額は含みません。

9	補助の対象となる事業及び経費にはどのようなものがあるか？	下記(1)～(3)の全てを満たす事業が対象となります。 (1)センターに支援の申込みを行い、共に生産性向上課題の確認、現状分析を経ていること (2)センターの生産性アドバイザーが必要かつ効果的であると認めて、生産性向上支援計画に位置づけられた事業であること (3)福岡県内(政令市を除く)に所在する宿泊施設、その従業員等を対象として実施する生産性向上に関する事業であること 【取組の例】については、公募要領のP3.「1. 事業の目的について」、【補助対象経費及び補助対象外経費】については、公募要領のP6.「6. 補助対象経費について」をご確認ください。 ※不明なものはお問合せください。
10	申請を検討している工事内容が補助対象となるかどうか、予め教えていただくことは可能か？	事業計画の認否は、個別の申請内容を審査した上で判断します。このため、申請前の認否についてお答えすることはできません。
申請手続き		
11	各種様式はどこで入手するか？	福岡県のHP (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisanseikou- syukuhaku-2025hojo.html)からダウンロードしてください。
12	メールでの申請も可能か？	原則、郵送での提出となり、メールでの提出は受け付けていません。直接持参される際は、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。
13	見積書について、少額のものについても2社以上添付する必要があるか？	5万円以下の消耗品費等については、補助対象経費の積算が確認できる書類(見積書、請書、発注書等金額の分かるもの(HPやカタログ等の写しでも可))の1社とすることが可能です。
14	インターネットで製品を購入予定のため、見積書がない。補助金申請は可能か？	ホームページ等で金額が分かるページを添付いただければ可能ですが、2社以上の金額を比較し、最安値の事業者の額で申請してください。
15	旅館業営業許可証の住所や宿名が古いままだが、これで大丈夫か？	旅館業法営業許可証に記載されている宿泊施設の名称や住所等の情報が現在のものと相違している場合は、保健所で記載内容の変更手続きを行うか、同一施設であることを公的に証明できる書類(変更受理書等の保健所押印のある文書など)を添付してください。

16	宿泊税領収証書はいつ時点のものを提出すれば良いか？	宿泊税領収証書は直近のものをご提出ください。
17	宿泊税領収証書を紛失した場合はどうすれば良いか？	宿泊税領収証書を紛失した場合は宿泊税納入申告書(受領印のあるもの)の写しを添付してください。宿泊税納入申告書もない場合は、県税事務所が発行する「納税証明書」を提出してください。
18	宿泊税納入申告を電子申告にて行っており、受領印がない場合はどうすれば良いか？	申告の受付が終了した時に発行される「受付結果通知書」を一緒に添付してください。
19	交付決定は先着順か？	先着順ではありません。 提出期限経過後、申請書類について、有識者等で構成する審査会で内容及び額について審査を行い、補助対象事業者を決定します。(8月上旬を目安にお知らせする予定です。) 審査項目については、公募要領のP9.「9. 審査及び決定について」をご確認ください。
20	申請書の印鑑について種類の指定はあるか？	申請書の押印については、法人の場合は代表者印、個人の場合は実印をご利用ください。また、補助金の申請時から補助金の支払請求まで同一の印鑑を使用してください。
21	他の補助金との併用は可能か？	併用できません。 補助事業と同一内容の事業について、県又は他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている又は将来補助金の交付を受けることが確定している場合は、補助対象となりません。 また、他の事業者の委託を受けて実施する事業についても、補助対象となりません。
22	経費の支払方法について指定はあるか？	補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。 クレジットカードによる支払は、当該法人又は個人事業主本人名義によるもので、補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。実績報告時には、①カード会社からの明細と②口座から引き落とされたことが分かる書類(通帳のコピー等)を提出してください。 ※一括払いであり、事業実績報告時までに決済が完了していること(リボ払い・分割払いは認められません) また、自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です。 さらに、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による決済は認められません。 決済は法定通貨でお願いします。仮想通貨・クーポン・クレジットカード

		ド会社等から付与された特典ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)の利用等は認められません。 また、振込手数料や代引手数料は補助対象外ですので、ご注意ください。
--	--	--